

3. 適合性評価について

適合性評価についてのサマリ (1/2)

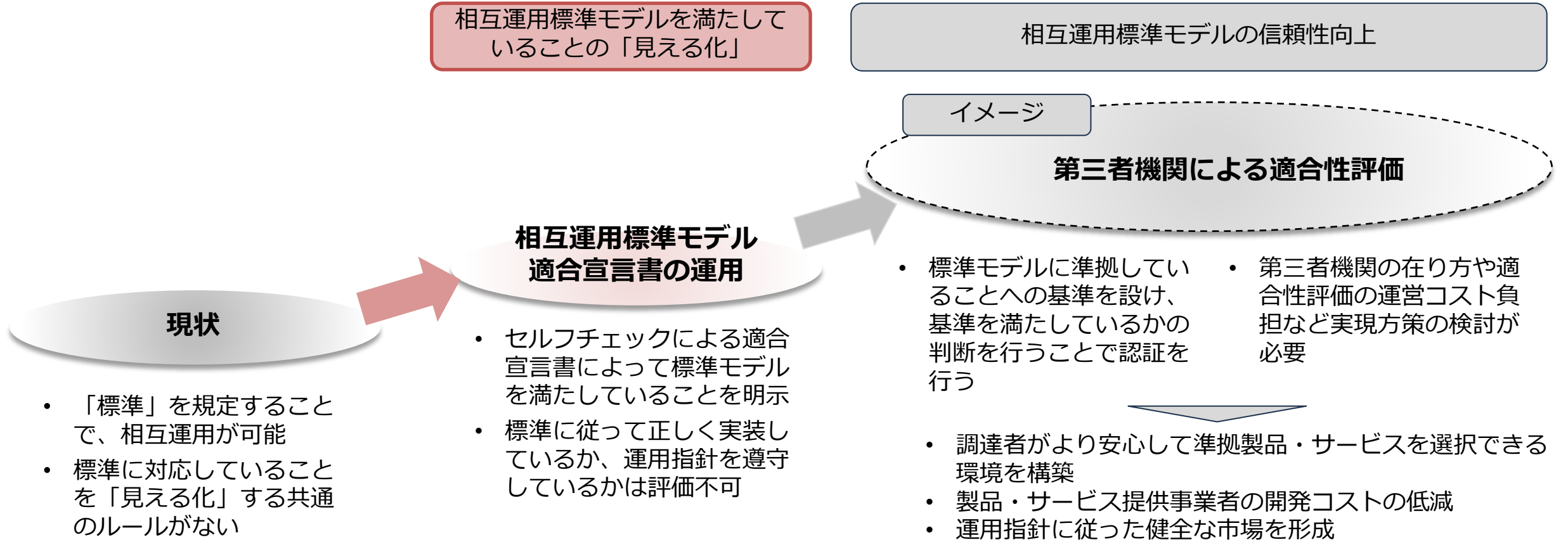
1. これまで、相互運用標準モデルの信頼性を担保するために**第三者機関における適合性評価の必要性**について議論をしてきた。本年度においては文部科学省の「**教育データの利活用に関する有識者会議**」における**令和6年度議論のまとめ**においても、**標準を満たしていることの見える化**に向けた取り組みとして、**適合性評価の必要性**について言及されるとともに、**ファーストステップとして、適合性をセルフチェックする仕組み**について**令和7年度以降早期の運用開始**を目指すことが示された
2. 上記を踏まえ、第一回専門家会議においては、**製品・サービスを提供する事業者自らが、相互運用標準モデルに記載された技術仕様・運用指針に従う**ことを、セルフチェックする**適合宣言書の運用**について提案を行った
 - ① 提案に対して複数委員の方から**セルフチェックでは標準モデルを正しく実装できていることが担保できず、宣言したものの実際には適合していない場合に混乱が生じる**可能性が高いと指摘があった
 - ② 有識者会議の議論のまとめで言及があるように、**相互運用標準モデルに従って実装していることをわかりやすく明示する「見える化」**は、**自治体等が製品・サービスを調達する際や相互運用のために製品・サービスの接続を試みる際に重要である**と考えられる

適合性評価についてのサマリ (2/2)

3. これらから、**適合宣言書による宣言の方法と位置付け**は以下になると考える
 - ① 事業者が提供する製品・サービスについて、**各事業者が自らの責任の下、「相互運用標準モデルの技術仕様に従って実装する」「相互運用標準モデルの運用指針に従う」**ことを「見える化」することの**ファーストステップ**として行うものである
 - ② なお、宣言はあくまでもセルフチェックであり、**実装の正しさについては各社差が生じる**。また、**運用指針の遵守も監視はできない**。**第三者機関による適合性評価**、実装の正しさのレベル向上のための**接続テスト環境等構築**は継続検討事項とする
 - ③ 適合宣言書による宣言によって当該製品・サービスには「**相互運用標準モデル対応（技術仕様：VerO.00）**」と記載可能とする。これにより**自治体等にとって調達の際の製品・サービスの検索性の向上**が期待される
 - ④ また、適合宣言書による宣言は運用指針の「**本標準モデルに準拠した製品やサービスについて接続の要望があったときは、それに対応する**」という点において、原則として標準に**準拠した製品・サービスであることを示す手段の一つ**となる
 - ⑤ 各事業者が記載した**適合宣言書を当該製品・サービスのWEBサイトで公開したことを以って、宣言したとみなす**
4. 適合宣言書の運用の際には**仕組みが形骸化**しないよう、**事業者への周知はもとより自治体へ周知が重要**であるとの意見もあった。令和7年度以降早期の実現に向けては文部科学省にて**運営体制や周知方法も検討し、実施すべき**である
5. また、**第三者機関における適合性評価**については、「教育データの利活用に関する有識者会議」の令和6年度議論のまとめにおいて、「**第三者機関において標準への適合性を確認する仕組みの在り方や実現方策、実現に向けた工程等を令和7年度より具体的に検討する。**」ことが記載されており、引き続き検討がなされる

適合性評価の実現ステップ

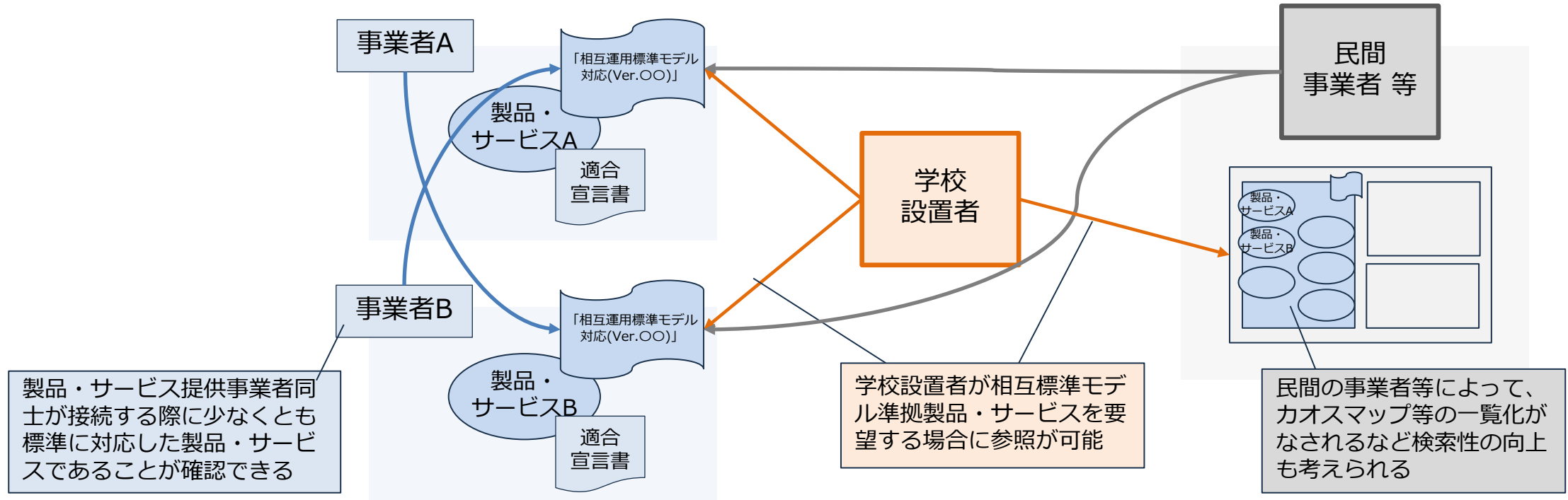
まずは相互運用標準モデルを満たしていることを「見える化」すべく、適合宣言書の運用をファーストステップとして早期運用開始を目指す



まずは、ファーストステップをスタートさせ、今後の適合性評価をより有用な仕組みにしていいため、見えた課題の洗い出しや対応案の検討を行う

適合宣言書による「見える化」の意義

相互運用標準モデルに準拠した製品・サービスを見える化することで、学校設置者だけでなく事業者にもメリットがあると考えられる。また民間事業者等の一覧化などによる当該製品・サービスの検索性の向上も期待される



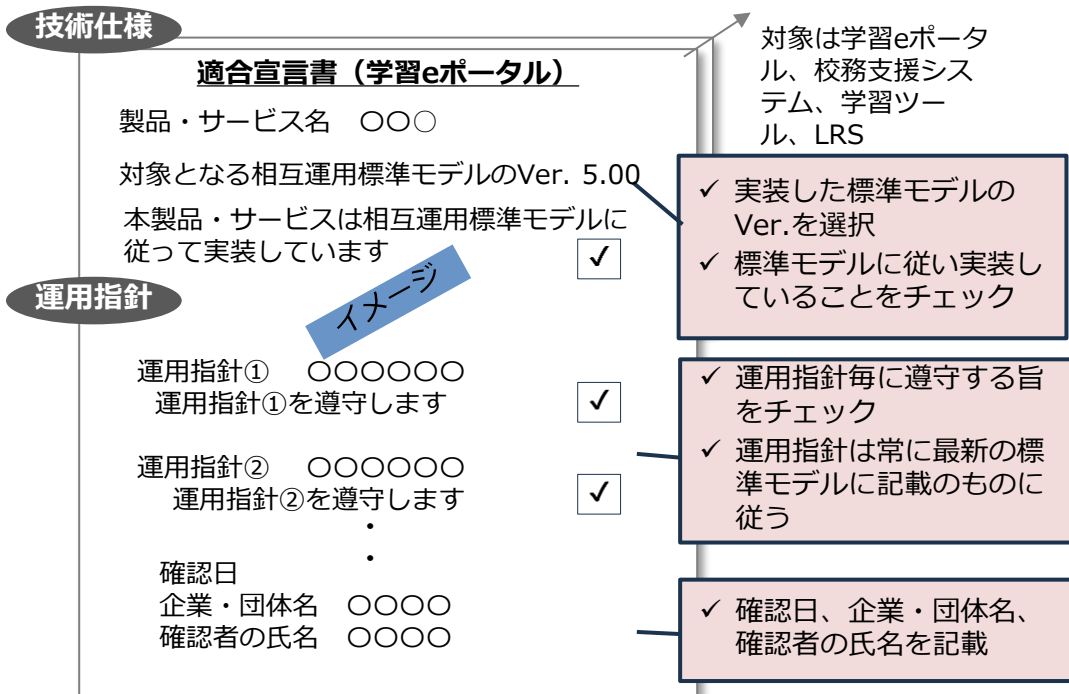
✓ セルフチェックによる宣言のため、正しく実装できているかのレベルは担保できない。今後接続テスト等の環境の準備が必要

適合宣言書の運用案

適合宣言書にて、標準モデルに記載される技術仕様に従って実装する旨と運用指針の遵守をセルフチェックすることで適合宣言を行う。チェックを行った適合宣言書を当該製品・サービスのWEBサイトにて公開することで宣言を行ったとみなす。宣言した場合において「**相互運用標準モデル対応（技術標準Ver.O.00）**」の文言の使用が可能

適合宣言書（セルフチェックによる適合宣言）の記載

適合宣言書を当該製品・サービスのWEBページに公開



製品・サービス WEBページ

* 相互運用標準モデル対応 (技術標準Ver.5.00)

○○○○○○

- 相互運用標準モデル適合宣言書

✓ 当該製品・サービスのWEBページに適合宣言書を公開

- セルフチェックを行った適合宣言書を公開することで宣言とみなす
- 宣言をアピールするため、公開済みの場合は「**相互運用標準モデル対応（技術仕様：VerO.00）**」の文言を利用可能
- **1年ごとに標準モデルの更新に合わせて最新のフォーマットで宣言** ※運用指針は常に最新の標準モデルVer.に従う

学習eポータル・校務支援システム・学習ツール・LRS の **製品・サービス** の単位で適合宣言書を公開する

チェック項目の比較

4つのコンポーネントごとのチェック項目の差異や共通項目をまとめると以下のイメージ。運用指針については、今後コンポーネント毎に内容を分けるかについても検討が必要

		学習eポータル	学習ツール	校務支援システム	LRS
技術仕様	実装	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本製品・サービスは相互運用標準モデルに従って実装 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準モデルに従い学習eポータルとLTIで連携する機能を実装 ✓ 標準モデルに従いxAPIフォーマットでスタディ・ログの出力機能を実装 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準モデルに従いOneRoster CSVで名簿情報を出力する機能を実装 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本製品・サービスは相互運用標準モデルに従って実装しています
	実装した相互運用標準モデルのVer. を記載				
運用指針	実績	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準モデルに従いLTIで学習ツール（MEXCBT含む）と連携した実運用実績 ✓ 標準モデルに従い校務支援システムからOneRoster CSVで名簿情報を連携した実運用実績 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準モデルに従い学習eポータルと接続した実運用の実績 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準モデルに従い学習eポータルとOneRoster CSVで名簿情報を連携した実運用実績 	実績のチェック欄は無し
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 運用指針毎に内容を確認し、遵守する旨をチェック 				

適合宣言書 イメージ

適合宣言書 (イメージ) ～学習 e ポータル版～

(注)学習 e ポータル版ほか、
学習ツール版、校務支援シス
テム版、LRS 版も作成予定

この宣言書は、本製品・サービス名が、初等中等教育におけるシステム間連携のための相互運用標準モデル Ver.5.00 に記載されている「技術仕様」(Ver.5.00 以前の技術仕様を含む)「運用に関する指針」に対応した製品であることを宣言するものです。但し、接続実績を記載していない製品との接続については、対象とするシステムと相互に接続テストを実施して確認を要する場合があります。

対象製品・サービス名について

- 製品・サービス名:

実装について

- 本製品・サービスは相互運用標準モデルに従って実装 (実装している場合はチェック)
- 実装した相互運用標準モデルの Ver.: Ver.

実績について (実績がある場合はチェック)

- 標準モデルに従い LTI で学習ツール (MEXCBT 含む) と連携した実運用実績
- 標準モデルに従い校務支援システムから OneRoster CSV で名簿情報を連携した実運用実績

運用に関する指針について

以下、相互運用標準モデル Ver.5.00 より運用に関する指針箇所を抜粋してイメージに関する指針を確認し、チェックをつけてください。

1.1 接続に対する基本的な考え方

学習 e ポータルや学習ツールの選択は、自治体等が自由にできることが必要である。民間学習 e ポータルには、直接販売された学習ツールや代理店販売を経由した学習ツールが自治体の要望等により連携されることがある。学校用教材は、学校が児童生徒の学びの実態や教職員の専門的判断を踏まえて採択し、教材販売店が供給、教材費は保護者負担の上、教育委員会に届出を行うという形が主としてとられている。採択の主体が自治体又は学校のいずれの場合であっても、児童生徒の豊かな学びや教職員の適切な指導のためには、自治体や学校において主体的に判断して選択することが重要と考えられる。自治体等が行う契約の経緯や形態は様々あるが、児童生徒の学びと教職員の指導の環境を最優先し、広く自由に選択できることが重要である。この基本的な考え方に基づき、民間学習 e ポータルには、原則として以下の対応をすることを求める。

標準モデルに従って実装していることを宣言

実装した標準モデルの Ver. を記載

実運用の実績の有無をチェック

運用指針は最新の Ver. の標準モデルに従う

i) 自治体等が、特定の民間学習 e ポータルを選択した際に、特定の学習ツールが使えないことや特定の学習ツールを利用する際の利便性が低下するような事態を避ける必要がある。そのため、本モデルに準拠した製品やサービスについて接続の要望があったときは、それに対応すること。ただし、本モデルにて規定する範囲を超えた形での連携の実現可能性や費用負担等に関する事などは、その性質上当事者の合意に委ねられることから、結果として接続するに至らない可能性を完全には否定しないものであること。

- 接続に対する基本的な考え方 (i) を遵守します

お、上記の接続要望に円滑かつ遅滞なく対応するため、本モデルにおける技術的進化を含む標準の見直し等も併せて進めることとする。

1.2 学習 e ポータルを変更する場合の考え方

学習 e ポータルは、子供たちの学びの環境を最優先し、自治体等が自由に選択できることが重要である。

民間学習 e ポータル事業者については、新規参入・撤退等もありうるため、自治体等が民間学習 e ポータルを変更する際のデータ移行の保障等に関して、自治体等と事業者との契約等の内容として明記しておくことが必要である。校務支援システムをはじめとする関係するシステム等も含めた相互運用性等が確保されれば、民間学習 e ポータルを円滑に変更することは基本的には可能であるが、実際の変更の際には事業者間で技術的な確認や事務的な調整等を含む対応が必要となると考えられる。

民間学習 e ポータルに蓄積されたデータは、一般的に、自治体等と民間学習 e ポータル事業者との契約等に基づき、自治体等から民間学習 e ポータル事業者が取扱いの委託の形で取得しているものである。

このことを踏まえ、民間学習 e ポータル事業者が自治体等と行う契約等については原則として、以下の内容を盛り込むこととする (実証用学習 e ポータルを選択する場合において併せて選択するハブ機能を有するシステムがある場合については、当該ハブ機能を有するシステムを提供する事業者と自治体等が行う契約等の内容についても、同様の扱いとすることが望ましい)。

i) 当該民間学習 e ポータルが利用されなくなる場合には、当該民間学習 e ポータルを提供する事業者 (以下「変更前事業者」という。) は、委託期間終了時のデータの消去とともに、契約等に基づき取得したデータについて委託元の自治体等が直接管理および利用等可能な状態にするために必要な対応 (以下「引き渡し」という。) を行うこと。その際、当該データの意味とところや扱いに関する必要な説明を付すこと。

- 学習 e ポータルを変更する場合の考え方 (i) を遵守します

(i) に掲げるデータの引き渡しを受けた自治体等は、変更した後の民間学習 e ポータルを提供する事業者 (以下「変更後事業者」という。) に必要なデータを提供等す

各運用指針を遵守する旨をチェック

ることになるが、変更前事業者は、自治体等から新たに委託等の契約により提供等を受けたデータを管理することになった変更後事業者からの当該データに関する問い合わせに可能な限り対応すること。

- 学習 e ポータルを変更する場合の考え方 (ii) を遵守します

なお、参考として民間学習 e ポータルのサービスを終了する事業者からの協力を得て、学習 e ポータルを変更する場合の手順等や留意すべき点をまとめた参考情報を巻末に「別添」する。

1.3 費用に関する考え方

自治体等が民間学習 e ポータルを経由した学習ツールの利用を希望すること等により接続作業を行う場合において、費用を関係者間でどのように分担するかについては、自治体等における財政的制約をはじめとする諸条件のほか、民間学習 e ポータルや学習ツール事業者における民間の企業活動としての合理的な判断に関わるものであることから、基本的には個別の契約関係に委ねることを原則とすべきと考えられる。

しかし、自治体等の選択を可能な限り狭めず、適切な判断を確保できるようにする観点からは、民間学習 e ポータルおよび学習ツールを提供する事業者には、原則として以下のような対応をすることを求める。

i) 児童生徒の学びの環境の観点から自治体等が広く自由に選択できることが重要であるという考え方とともに、「1.1 接続に対する基本的な考え方」および「1.2 学習 e ポータルを変更する場合の考え方」に基づき、価格の設定を含め、通常の商慣行に照らして適正な取引となるように努める。なお、「適正な取引」については、事前に主要な取引条件が関係者間で明確にされていることも含まれる。

- 費用に関する考え方 (i) を遵守します

ii) 取引の相手方はもとより、必要に応じて製品やサービスを利用する自治体等に対しても、その求めに応じて必要な説明を行うことや情報を提供するよう努める。

- 費用に関する考え方 (ii) を遵守します

なお、文部科学省教育データ標準 4.0 (2024 年 3 月文部科学省※)、教育データの利活用に係る留意事項 (第 2 版) (2024 年 3 月文部科学省※)、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (2024 年 1 月文部科学省※) など関連する分野において定められている標準等に従うことを基本とする。
※更新される場合にはいずれも更新後のものをいう。

- 確認日: 年 月 日

- 企業・団体名:

- 確認者の氏名:

確認日、企業・団体名と確認者の氏名を記載

学習 e ポータルだけでなく、学習ツール、校務支援システム、LRS も同旨の適合宣言書を作成することを想定

今後の進め方

- 適合宣言書については文科省の判断のもと令和7年度以降早期の運用開始を目指す運用開始に向け、本年度の専門家会議における意見を取り入れた上で検討を進める
 - 仕組みの形骸化を防ぐため、事業者や自治体への周知方法も合わせて検討
 - 適合宣言書の提供、適合宣言書に関する問い合わせ対応、また、標準モデルの更新に合わせた適合宣言書の更新等を行う運営方法なども検討
- 第三者機関において標準への適合性を確認する仕組みの在り方や実現方策、実現に向けた工程等については、「教育データの利活用に関する有識者会議」の令和6年度議論のまとめにおいて「令和7年度より具体的に検討する。」ことが明記されており、引き続き検討がなされる